

北九州市家庭実態調査（母子）

平成28年11月

北九州市子ども家庭局子ども家庭部
子育て支援課

《ご協力のお願い》

この実態調査は、母子世帯の仕事、生計、住宅、健康や子どもの生活状況などに関する状況を把握し、社会・経済状況の変化に対応した、より効果的な施策を実施するために、5年に1度、福岡県、福岡市、久留米市と共に行っているものです（統計法に定められた届出統計調査です）。

調査のご協力をお願いする世帯は、北九州市住民基本台帳の世帯構成をもとに、無作為に抽出しましたので、実際は調査対象世帯に該当しない方にもお送りしている場合があります。

※下記の「母子家庭」の定義に該当しない方は、お手数ですが、右下の 内に×印を記入し、同封の返信用封筒（切手不要）でご返送ください。

なお、この調査は無記名であり、調査結果についてはかたく秘密を守り、調査以外の目的に利用することはありません。また、記入を強制するものでもありません。

調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

■ この調査で「母子家庭」とは

夫と死別または離婚し、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

また、次のような方も含まれます。

- ① 夫の生死が明らかでない方。
- ② 夫から遺棄されている方。
- ③ 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない方。
- ④ 夫が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方。
- ⑤ 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方。
- ⑥ 婚姻によらないで母となった方で現に婚姻をしていない方。

■ 調査票の記入について

※ 質問につきましては、平成28年11月1日現在でご回答ください。

※ 各項目で「その他」にお答えいただいた方は、その内容を（ ）内に具体的にご記入ください。

※ この調査票は記入が終わりましたら、返信用封筒でご返送ください。
締め切りは11月15日（火）とさせていただきます。

■ お問い合わせ先

この調査で不明の点、ご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

（調査委託先）〒810-8721 福岡市中央区天神1丁目4番1号
株式会社西日本新聞社 お客さまセンター
「北九州市家庭実態調査」係
（TEL）092-711-5313

■ 調査実施主体 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課

行政区		
門司	小倉北	小倉南
若松	八幡東	八幡西
戸畑		